様式第９号

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（薬局）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  保険薬局 |  名称 |  |
|  所在地 | 〒　　-　　　℡(　　　)　　　- |
|  開　設　者 |  住所 | 〒　　-　　　℡(　　　)　　　- |
|  氏名又は名称 |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日生 | 職名 |  |
|  保険薬局の 指定年月日等 |  医療機関 番　　号 |  |  指　定 年月日 |  　　年　　月　　日 |
|  主として 担当する 薬剤師 |  氏名 |  |
|  略歴 |  　別紙様式１０のとおり |
|  調剤のために必要な設備 及び施設の概要 |  　別紙様式１１のとおり |
|  　上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５９条第１項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）（薬局）として指定してください。　また、同法第５９条第３項で準用する同法第３６条第３項（第１号から第３号まで及び第７号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日 　　（宛先）名古屋市長 　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地 　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称 　　　　　　　　　　　　　　　　　開設者　　　　　　　　　　　　　　 |

※育成医療又は更生医療単独で指定を希望する場合は、２箇所の「（育成医療・

更生医療）」のうち、指定を希望しない医療部分を二重線で消去してください。

（誓約項目）

　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５９条第３項で準用する同法第３６条第３項（第１号から第３号まで及び第７号を除く）の規定関係

１　第４号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

２　第５号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

３　第５号の２関係

　　申請者が、労働に関する法律（労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律）の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

４　第６号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していない。

(1)指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。

(2)指定を取り消された者が法人でない場合

　　取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。

５　第８号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して５年を経過していない。

６　第９号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して５年を経過していない。

７　第10号関係

第８号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第８号の通知の日前６０日以内にその申出に係る法人（事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して５年を経過していない。

８　第11号関係

　　申請者が、指定の申請前５年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

９　第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第４号から第１１号までのいずれかに該当する。

10　第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第４号から第１１号までのいずれかに該当する。